様式第1号(乙)(第2条関係)

収 支 報 告 書

令和6年 4月 12日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 西村 昭三

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務 活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決 算 額		算	出	基	礎	等
1 政務活動費	3,080,000	@280000 円	×		× 11ታ	月 =	3,080,000 円
2その他	70,230	自己資金					
	1						
収入合計	3,150,230						

支出

使	途	ij	Į.	目	決	算	額	左のうち政務活動費充当額	備	考
調	査	研	究	費		1	.0,297	10,297		
研		 修		費			0	0		
要	請・陳	情》	舌 動	費			0	0		
会		議		費			0	0	n##*********	
資	料	作	成	費			0	0		
資	料	購	入	費		5	96,400	96,400		
広	報 •	広	聴	費			0	0		
人		件		費		94	13,800	943,800		
事	務・1	事 彩	所	費	2	2,09	99,733	2,029,503		
支	出	É	}	計	3	3,15	50,230	3,080,000		

様式第14号(第7条関係)

令和 5 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党市民クラブ・西村昭三

期日	内容の説明
令和 5 年 5/1~	市政に関する調査研究を行うため、新聞の購
令和6年3/31	入を行った。
令和 5 年 5/1~	市政に関する調査研究を行うため、事務員を
令和6年3/31	雇用した。
*	
令和 5 年 5/1~	市政に関する調査研究を行うため、堺区大浜
令和6年3/31	南町において事務所を賃借した。
	•
A = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	+++b)+++++++++++++++++++++++++++++++++
	市政に関する調査研究を行うため、関係各所
令和6年3/31	に出向いた。
	4.4
	令和 5 年 5/1~ 令和 6 年 3/31 令和 5 年 5/1~ 令和 6 年 3/31

会派の名称・議員氏名 西村昭三

			r	v———	去你少有你,戚良凡有 四个哈二		
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5. 5. 1	501		66, 906	-66, 906	4月分車リース料	9	
5. 5. 8	508-1)£.	9, 966	-76, 872	4月分電気代	9	6
5. 5. 8	508-2		13, 505	-90, 377	4月分通信費	9	
5. 5. 10	510		7,041	-97, 418	5月分携帯料金	9	
5. 5. 16	516		2, 408	-99, 826	ガソリン代	1	
5. 5. 25	525		85, 800	-185, 626	5月分人件費	8	
5. 5. 26	526-1		86, 240	-271, 866	6月分事務所賃借料	9	
5, 5, 26	526-2	M =	8, 452	-280, 318	5月分駐車場代	9	
5. 5. 27	527-1		4, 400	-284, 718	5月分新聞費	6	
5. 5. 27	527-2		4, 400	-289, 118	5月分新聞費	6	
5. 5. 29	529		13, 080	-302, 198	5月分通信費	9	
5. 5. 31	531		66, 906	-369, 104	5月分車リース料	9	
				ii A			
月計		0	369, 104	1			
累計		0	369, 104	-369, 104	ii 0		
/ab abs.	Triange 1	(III) = 14 do 7	TIA TIMOS	and the Second	7 (7) X X 3) # O # O # O # O #		

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

会派の名称・議員氏名 西村昭三

					会派の名称・議員氏名 四村昭二		
年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5. 6. 9		560, 000		190, 896	政務活動費5.6月分		
5. 6. 12	612		6, 755	184, 141	6月分携帯料金	9	
5. 6. 14	614		2, 849	181, 292	水道料金	9	
5. 6. 23	623		7, 360	173, 932	5月分電気料金	9	
5. 6. 26	626-1		85, 800	88, 132	6月分人件費	8	
5. 6. 26	626-2		86, 240	1, 892	7月分事務所賃借料	9	
5. 6. 26	626-3		8, 452	-6, 560	6月分駐車場代	9	
5. 6. 27	627-1		4, 400	-10, 960	6月分新聞費	6	12
5. 6. 27	627-2		4, 400	-15, 360	6月分新聞費	6	
5. 6. 27	627-3		1, 701	-17, 061	ガソリン代	1	
5. 6. 29	629-1		11, 901	-28, 962	6月分通信費	9	
5. 6. 29	629-2		2, 926	-31, 888	水道料金	9	
5. 6. 30	630		66, 906	-98, 794	6月分車リース料	9	
月計		560,000	289, 690				
累計		560, 000	658, 794	-98, 794			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事 務所賃借料など)

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5. 7. 10		840, 000		741, 206	政務活動費7.8.9月分		
5. 7. 10	710		6, 224	734, 982	7月分携帯料金	9	
5. 7. 11	711		1, 904	733, 078	ガソリン代	1	
5. 7. 24	724-1		4, 400	728, 678	7月分新聞費	6	
5. 7. 24	724-2		4, 400	724, 278	7月分新聞費	6	
5, 7, 25	725		85, 800	638, 478	7月分人件費	8	
5. 7. 26	726		8, 452	630, 026	7月分駐車場代	9	
5. 7. 27	727		86, 240	543, 786	8月分事務所賃借料	9	
5. 7. 31	731-1		9, 648	534, 138	7月分通信費	9	
5. 7. 31	731-2		66, 906	467, 232	7月分車リース料	9	
月計		840, 000	273, 974				
集計		1, 400, 000	932, 768	467, 232			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5. 8. 10	810		6, 232	461,000	8月分携帯料金	9	
5. 8. 18	818-1		5, 820	455, 180	6月分事務所電気代	9	
5. 8. 18	818-2		9, 671	445, 509	7月分事務所電気代	9	
5. 8. 24	824-1		4, 400	441, 109	8月分新聞費	6	
5. 8. 24	824-2		4, 900	436, 209	8月分新聞費	6	
5. 8. 25	825		85, 800	350, 409	8月分人件費	8	
5. 8. 28	828-1		8, 452	341, 957	8月分駐車場代	9	
5. 8. 28	828-2		86, 240	255, 717	9月分事務所賃借料	9	
5. 8. 31	831		66, 906	188, 811	8月分車リース料	9	
月計			278, 421				
累計		1, 400, 000	1, 211, 189	188, 811			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。 (政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5. 9. 4	904		2, 898	185, 913	ガソリン代	1	
5. 9. 8	908-1		11, 982	173, 931	8月分事務所電気代	9	
5. 9. 8	908-2		9, 806	164, 125	8月分事務所通信費	9	
5. 9. 8	908-3		2, 849	161, 276	事務所水道料金	9	
5. 9. 11	911		6, 196	155, 080	9月分携帯料金	9	
5. 9. 25	925-1		4, 900	150, 180	9月分新聞費	6	
5. 9. 25	925-2		85, 800	64, 380	9月分人件費	8	
5. 9. 25	925-3		86, 240	-21,860	10月分事務所賃借料	9	
5. 9. 26	926		8, 452	-30, 312	9月分駐車場代	9	
5. 9. 29	929		10, 992	-41, 304	9月分事務所通信費	9	
月計			230, 115				
累計		1, 400, 000	1, 441, 304	-41, 304	7		

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、

⑨事務・事務所費)

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理	Um it the	-t- 11 state	Talle sheet	会派の名称・議員氏名 四村昭二		7 - 11
年月日	番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5. 10. 2	1002		66, 906	-108, 210	9月分車リース料	9	
5. 10. 5	1005		9, 284	-117, 494	9月分事務所電気代	9	
5. 10. 10		840, 000		722, 506	政務活動費10.11.12月分		
5. 10. 10	1010		6, 230	716, 276	9月分携帯料金	9	
5. 10. 25	1025-1		4, 900	711, 376	10月分新聞費	6	
5. 10. 25	1025-2		4, 400	706, 976	10月分新聞費	6	
5. 10. 25	1025-3		85, 800	621, 176	10月分人件費	8	
5. 10. 26	1026		8, 452	612, 724	10月分駐車場代	9	
5. 10. 27	102 7		86, 240	526, 484	11月分事務所賃借料	9	
5. 10. 30	1030		9, 078	517, 406	10月分事務所通信費	9	
5. 10. 31	1031		66, 906	450, 500	10月分車リース料	9	
月計			348, 196				
累計		2, 240, 000	1, 789, 500	450, 500			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5. 11. 10	1110		6, 206	444, 294	10月分携帯料金	9	
5. 11. 24	1124-1		85, 800	358, 494	11月分人件費	8	
5. 11. 24	1124-2		86, 240	272, 254	12月分事務所賃借料	9	
5. 11. 27	1127-1		8, 452	263, 802	11月分駐車場代	9	
5. 11. 27	1127-2		4, 900	258, 902	11月分新聞費	6	
5. 11. 27	1127-3		4, 400	254, 502	11月分新聞費	6	
5. 11. 30	1130-1		10, 275	244, 227	11月分事務所通信費	9	
5. 11. 30	1130-2		6, 664	237, 563	10月分事務所電気代	9	
5. 11. 30	1130-3	.61	66, 906	170, 657	11月分車リース料	9	
月計			279, 843				
累計		2, 240, 000	2, 069, 343	170, 657			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5. 12. 2	1202		1, 386	189, 271	ガソリン代	0	34
5. 12. 11	1211		6, 359	162, 912	11月分携带料金	0	
5. 12. 22	1222		86, 240	76, 672	1月分事務所賃借料	9	
5. 12. 25	1225		85, 800	-9, 128	12月分人件費	8	
5. 12. 26	1226-1		8, 452	-17, 580	12月分駐車場代	(9)	
5. 12. 26	1226-2		11, 022	-28, 602	12月分事務所通信費	(9)	7 N
5. 12. 26	1226-3		10,032	~38, 634	11月分事務所電気代	(9)	
5. 12. 26	1226-4		2, 620	-41, 254	水道料金	(9)	
5. 12. 27	1227-1	K 1	4, 900	-46, 154	12月分新聞費	6	
5. 12. 2 7	1227-2		4, 400	-50, 564	12月分新聞費	6	
!#							
月計			221, 211				
累計		2, 240, 000	2, 290, 554	-50, 554			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6, 1, 4	104		66, 906	-117,450	12月分車リース	9	
6. 1. 10		840, 000		722, 540	政務活動費1月・2月・3月分		
6. 1. 10	110		6, 356	716, 184	12月分携帯料金	9	
6. 1. 22	122		11, 878	704, 306	12月分事務所電気代	9	
6. 1. 25	125		85, 800	618, 506	1月分人件費	(8)	
6, 1, 26	126-1		86, 240	532, 266	2月分事務所賃借料	9	
6. 1. 26	126-2		8, 452	523, 814	1月分駐車場代	(9)	
6. 1. 29	129-1		4, 900	518, 914	1月分新聞費	6	
6. 1. 29	129-2		4, 400	514, 514	1月分新開費	6	
6. 1. 31	131		66, 906	447, 608	1月分車リース	- (9)	
月計		840, 000	341, 838				
累計		3, 080, 000	2, 632, 392	447, 608			

備考 1 内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。 (政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

会派の名称・議員氏名 西村昭三

	整理				会派の名称・議員氏名 四村昭二 		
年月日	番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 2. 13	213		6, 377	441, 231	1月分携帯料金	9	
6. 2. 14	214		17, 416	423, 815	1月分事務所電気代	9	
6. 2. 26	226-1		85, 800	338, 015	2月分人件費	8	
6. 2. 26	226-2		86, 240	251, 775	3月分事務所賃借料	9	
6. 2. 26	226-3		8, 452	243, 323	2月分駐車場代	9	
6. 2. 28	228-1		11, 509	231, 814	1月分事務所通信費	9	
6. 2. 28	228-2		2, 696	229, 118	事務所水道料金	9	
6. 2. 29	229-1		4, 900	224, 218	2月分新聞費	6	
6. 2. 29	229-2		4, 400	219, 818	2月分新聞費	6	
6. 2. 29	229-3		66, 906	152, 912	2月分車リース	9	
月計			294, 696				
累計		3, 080, 000	2, 927, 088	152, 912			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

会派の名称・議員氏名 西村昭三

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 3. 11	311		7,650	145, 262	2月分携帯料金	9	
6. 3. 12	312-1		13, 701	131, 561	2月分事務所電気代	(9)	
6. 3. 12	312-2		9, 303	122, 258	2月分事務所通信費	9	
6, 3, 12	312-3		2, 696	119, 562	事務所水道料金	9	
6. 3. 25	325-1		85, 800	33, 762	3月分人件費	8	
6, 3, 25	325-2		86, 240	-52, 47S	4月分事務所賃借料	9	
6. 3. 26	326		8, 452	-60, 930	3月分駐車場代	0	
6. 3. 27	327-1		4, 900	-65, 830	3月分新聞費	6	
6. 3. 27	327-2		4, 400	- 70, 038	3月分新聞費	6	
			1		×		
月計			223, 142		1		
累計		3, 080, 000	3, 150, 230	-70, 236			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

雇用状況報告書

	会派の名称・議員氏名 西村 昭三						
<i>ふりがな</i>							
被雇用者の							
氏 名							
生年月日							
住 所	〒						
雇用期間 (雇用開始日)	2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日						
雇用形態	■直接雇用 □その他(派遣等)						
勤務時間数	2 0 時間 / 週 (1 日 5 時間× 4 日 / 週)						
賃金額	■月額 □日額 □時給 85,800円						
業務内容	■政務活動 □後援会活動 □()活動						
	□勤務実態をもとに算定						
	(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間						
按分	(週勤務時間数) 時間						
	% □職務内容をもとに算定 ※下記参照						
業員もの間接	□生計を一にしない親族 ■第三者 □その他 ()						
議員との関係	※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。						
備者							

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

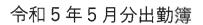
職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	生年月日					
氏 名	生					
現住所	堺市					
	下記の条件で契約します。					
雇用期間	2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで					
就業場所	堺市堺区大浜南町2-2-16 チェリーヒルズ201号 西村昭三議員事務所					
仕事内容	電話・来客応対 政務活動にかかる書類等の作成事務 陳情調査及び堺市内視察の同行					
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 00分から 午前・午後 3時 00分まで (うち、休憩時間12時00分から13時00分まで)					
休日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇 月から金のうち、雇用者が指定する1日					
給与 (賃金)	月額85,800円					
給与支払	毎月20日締め切り、25日支払い					
給与振込先	手渡し					
	上記契約期間満了をもって本契約を解消する。					
契約書は2通作	作成し、双方が各1通を保管する。 2023年 4月 1日					
	雇用者 堺市議会議員 西村昭三					

被雇用者



日	曜日	勤務時間
4月21日	金	9:00~15:00(休1H)
22日	土	休
23日	日	休
24日	月	9:00~15:00(休1H)
25日	火	9:00~15:00(休1H)
26日	水	休
27日	木	9:00~15:00(休1H)
28日	金	9:00~15:00(休1H)
29日	土	休
30日	日	休
5月1日	月	9:00~15:00(休1H)
2日	火	9:00~15:00(休 1 H)
3日	水	休
4日	木	休
5日	金	休
6日	土	休
7日	日	休
8日	月	9:00~15:00(休1H)
9日	火	9:00~15:00(休1H)
10日	水	9:00~15:00(休1H)
11日	木	9:00~15:00(休1H)
12日	金	9:00~15:00(休1H)
13日	土	休
14日	日	休
15日	月	9:00~15:00(休1H)
16日	火	9:00~15:00(休1H)
17日	水	休
18日	木	9:00~15:00(休1H)
19日	金	9:00~15:00(休1H)
20日	土	休

出勤日数 16 日

令和5年5月20日 確認しました



日	曜日	勤 務 時 間
5月21日	日	休
22日	月	9:00~15:00(休1H)
23日	火	休
24日	水	9:00~15:00(休1日)
25日	木	9:00~15:00(休1H)
26日	金	休
27日	土	休
28日	B	休
29日	月	9:00~15:00(休1H)
30日	火	9:00~15:00(休1H)
31日	水	休
6月1日	木	9:00~15:00(休1H)
2日	金	9:00~15:00(休1H)
3日	土	休
4日	日	休
5日	月	9:00~15:00(休1H)
6日	火	9:00~15:00(休1H)
7日	水	9:00~15:00(休1H)
8日	木	9:00~15:00(休1H)
9日	金	9:00~15:00(休1H)
10日	土	休
11日	日	休
12日	月	9:00~15:00(休1H)
13日	火	休
14日	水	休
15日	木	9:00~15:00(休1H)
16日	金	9:00~15:00(休1H)
17日	土	休
18日	日	休
19日	月	9:00~15:00(休1H)
20日	火	休

出勤日数 16 日

令和5年7月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
6月21日	水	休
22日	木	9:00~15:00(休1H)
23日	金	9:00~15:00(休1H)
24日	土	休
25日	日	休
26日	月	9:00~15:00(休1H)
27日	火	休
28日	水	9:00~15:00(休1H)
29日	木	9:00~15:00(休1H)
30日	金	9:00~15:00(休1H)
7月1日	土	休
2日	B	休
3日	月	9:00~15:00(休1H)
4日	火	休
5日	水	9:00~15:00(休1H)
6日	木	9:00~15:00(休1H)
7日	金	9:00~15:00(休1H)
8日	土	休
9日	日	休
10日	月	9:00~15:00(休1H)
11日	火	休
12日	水	9:00~15:00(休1H)
13日	木	9:00~15:00(休1H)
14日	金	9:00~15:00(休1H)
15日	土	休
16日	日	休
17日	月	休
18日	火	9:00~15:00(休1H)
19日	水	9:00~15:00(休1H)
20日	木	休

出勤日数 16 日

令和5年7月20日 確認しました

令和5年8月分出勤簿

日	曜日	勤 務 時 間
7月21日	金	9:00~15:00(休1H)
22日	土	休
23日	日	休
24日	月	9:00~15:00(休1H)
25日	火	9:00~15:00(休1H)
26日	水	9:00~15:00(休1日)
27日	木	休
28日	金	9:00~15:00(休1H)
29日	土	休
30日	日	休
31日	月	9:00~15:00(休1H)
8月1日	火	9:00~15:00(休1H)
2日	水	9:00~15:00(休1H)
3日	木	休
4日	金	9:00~15:00(休1H)
5日	土	休
6日	日	休
7日	月	9:00~15:00(休1H)
8日	火	9:00~15:00(休1H)
9日	水	9:00~15:00(休1H)
10日	木	9:00~15:00(休1H)
11日	金	休
12日	土	休
13日	日	休
14日	月	休
15日	火	休
16日	水	9:00~15:00(休1H)
17日	木	9:00~15:00(休1H)
18日	金	9:00~15:00(休1H)
19日	土	休
20日	日	休

出勤日数 16 日

令和5年9月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
8月21日	月	9:00~15:00(休1H)
22日	火	休
23日	水	9:00~15:00(休1日)
24日	木	9:00~15:00(休1H)
25日	金	9:00~15:00(休1H)
26日	土	休
27日	日	休
28日	月	9:00~15:00(休1H)
29日	火	9:00~15:00(休1H)
30日	水	休
31日	木	9:00~15:00(休1H)
9月1日	金	9:00~15:00(休1H)
2日	土	休
3日	日	休
4日	月	9:00~15:00(休1H)
5日	火	9:00~15:00(休1H)
6⊟	水	休
7日	木	9:00~15:00(休1H)
8日	金	9:00~15:00(休1H)
9日	土	休
10日	日	休
11日	月	9:00~15:00(休1H)
12日	火	9:00~15:00(休1H)
13日	水	9:00~15:00(休1H)
14日	木	9:00~15:00(休1H)
15日	金	休
16日	±	休
17日	日	休
18日	月	休
19日	火	休
20日	水	休

出勤日数 16 日

令和5年[0月分出勤簿

日 曜日 動務時間 9月21日 木 9:00~15:00 (休1H) 22日 金 9:00~15:00 (休1H) 23日 土 休 24日 日 休 25日 月 9:00~15:00 (休1H) 26日 火 休 27日 水 休 28日 木 9:00~15:00 (休1H) 30日 土 休 10月1日 日 休 2日 月 9:00~15:00 (休1H) 3日 土 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 3日 上 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日	12 14 G 1 (6 7 1 2) EL 20/A				
22日 金 9:00~15:00 (休1H) 23日 土 休 24日 日 休 25日 月 9:00~15:00 (休1H) 26日 火 休 27日 水 休 28日 木 9:00~15:00 (休1H) 29日 金 9:00~15:00 (休1H) 30日 土 休 10月1日 日 休 2日 月 9:00~15:00 (休1H) 3日 火 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水	日	曜日	勤務時間		
23日 土 休 24日 日 休 25日 月 9:00~15:00 (休1H) 26日 火 休 27日 水 休 28日 木 9:00~15:00 (休1H) 29日 金 9:00~15:00 (休1H) 30日 土 休 10月1日 日 休 2日 月 9:00~15:00 (休1H) 3日 火 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休 <td>9月21日</td> <td>木</td> <td>9:00~15:00(休1H)</td>	9月21日	木	9:00~15:00(休1H)		
24日 日 休 25日 月 9:00~15:00 (休1H) 26日 火 休 27日 水 休 28日 木 9:00~15:00 (休1H) 29日 金 9:00~15:00 (休1H) 30日 土 休 10月1日 日 休 2日 月 9:00~15:00 (休1H) 3日 火 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	22日	金	9:00~15:00(休1H)		
25日 月 9:00~15:00 (休1H) 26日 火 休 27日 水 休 28日 木 9:00~15:00 (休1H) 29日 金 9:00~15:00 (休1H) 30日 土 休 10月1日 日 休 2日 月 9:00~15:00 (休1H) 3日 火 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	23日	土	休		
26日 火 休 27日 水 休 28日 木 9:00~15:00 (休1H) 29日 金 9:00~15:00 (休1H) 30日 土 休 10月1日 日 休 2日 月 9:00~15:00 (休1H) 3日 火 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	24日	B	休		
27日 水 休 28日 木 9:00~15:00 (休1H) 29日 金 9:00~15:00 (休1H) 30日 土 休 10月1日 日 休 2日 月 9:00~15:00 (休1H) 3日 火 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	25日	月	9:00~15:00(休1H)		
28日 木 9:00~15:00 (休1H) 29日 金 9:00~15:00 (休1H) 30日 土 休 10月1日 日 休 2日 月 9:00~15:00 (休1H) 3日 火 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	26日	火	休		
29日 金 9:00~15:00 (休1H) 30日 土 休 10月1日 日 休 2日 月 9:00~15:00 (休1H) 3日 火 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	27日	水	休		
30日 土 休 10月1日 日 10月1日日 10月1日日日 10月1日日日日日日日日 10月1日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	28日	木	9:00~15:00(休1H)		
10月1日 日 休 9:00~15:00 (休1H) 3日 火 休 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 休 8日 日 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 土 休 15日 日 休 15日 日 休 15日 日 休 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休 休 15日 150 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休 休 15日 150 (休1H) 18日 水 休 休 15日 八 150 (休1H) 15	29日	金	9:00~15:00(休1H)		
2日 月 9:00~15:00 (休1H) 3日 火 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	30日	±	休		
3日 火 休 4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 休 8日 日 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 4日 土 休 15日 日 伏 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休 休 18日 水 休 休 18日 水 休 休 18日 水 休 18日 水 休 休 18日 水 休 18日 水 休 18日 八	10月1日	日	休		
4日 水 9:00~15:00 (休1H) 5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	2日	月	9:00~15:00(休1H)		
5日 木 9:00~15:00 (休1H) 6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	3日	火	休		
6日 金 9:00~15:00 (休1H) 7日 土 休 8日 日 休 9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H)	4日	水	9:00~15:00(休1H)		
大	5日	木	9:00~15:00 (休1H)		
8日 日 9日 月 10日 火 11日 水 12日 木 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 15日 日 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水	6日	金	9:00~15:00(休1H)		
9日 月 休 10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	7日	±	休		
10日 火 9:00~15:00 (休1H) 11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	8日	B	休		
11日 水 休 12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	9日	月	休		
12日 木 9:00~15:00 (休1H) 13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	10日	火	9:00~15:00(休1H)		
13日 金 9:00~15:00 (休1H) 14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	11日	水	休		
14日 土 休 15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	12日	木	9:00~15:00(休1H)		
15日 日 休 16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	13日	金	9:00~15:00(休1H)		
16日 月 9:00~15:00 (休1H) 17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	14日	土	休		
17日 火 9:00~15:00 (休1H) 18日 水 休	15日	日	休		
18日 水 休	16日	月	9:00~15:00(休1H)		
	17日	火	9:00~15:00(休1H)		
19日 木 9:00~15:00 (休1H)	18日	水	休		
	19日	木	9:00~15:00(休1H)		
20日 金 9:00~15:00 (休1H)	20日	金	9:00~15:00(休1H)		

出勤日数 16 日

令和5年10月20日 確認しました

令和5年11月分出勤簿

В	曜日	勤 務 時 間
10月21日	土	休
22日	日	休
23日	月	9:00~15:00(休1H)
24日	火	9:00~15:00(休1H)
25日	水	休
26日	木	9:00~15:00(休1H)
27日	金	9:00~15:00(休1H)
28日	±	休
29日	B	休
30日	月	9:00~15:00(休1H)
31日	火	9:00~15:00(休1H)
11月1日	水	休
2日	木	9:00~15:00(休1H)
3日	金	休
4日	土	休
5日	日	休
6日	月	9:00~15:00(休1H)
7日	火	9:00~15:00(休1H)
8日	水	休
9日	木	9:00~15:00(休1H)
10日	金	9:00~15:00(休1H)
11日	土	休
12日	日	休
13日	月	9:00~15:00(休1H)
14日	火	9:00~15:00(休1H)
15日	水	休
16日	木	9:00~15:00(休1H)
17日	金	9:00~15:00(休1H)
18日	土	休
19日	В	休
20日	月	9:00~15:00(休1H)

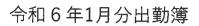
出勤日数 16 日

令和5年12月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
11月21日	火	休
22日	水	9:00~15:00(休1H)
23日	木	休
24日	金	9:00~15:00(休1H)
25日	土	休
26日	B	休
27日	月	9:00~15:00(休1H)
28日	火	9:00~15:00(休1H)
29日	水	休
30日	木	9:00~15:00(休1H)
12月1日	金	9:00~15:00(休1H)
2日	土	休
3日	日	休
4日	月	9:00~15:00(休1H)
5日	火	9:00~15:00(休1H)
6日	水	休
7日	木	9:00~15:00(休1H)
8日	金	9:00~15:00(休1H)
9日	土	休
10日	日	休
11日	月	9:00~15:00(休1H)
12日	火	9:00~15:00(休1H)
13日	水	休
14日	木	9:00~15:00(休1H)
15日	金	9:00~15:00(休1H)
16日	土	休
17日	日	休
18日	月	9:00~15:00(休1H)
19日	火	9:00~15:00(休1H)
20日	水	休

出勤日数 16 日

令和5年12月20日 確認しました



日	曜日	勤 務 時 間
12月21日	木	9:00~15:00(休1H)
22日	金	9:00~15:00(休1H)
23日	土	休
24日	日	休
25日	月	9:00~15:00(休1H)
26日	火	9:00~15:00(休1H)
27日	水	9:00~15:00(休1H)
28日	木	9:00~15:00(休1H)
29日	金	休
30日	土	休
31日	日	休
1月1日	月	休
2日	火	休
3日	水	休
4日	木	休
5日	金	9:00~15:00(休1H)
6日	±	休
7日	日	休
8日	月	休
9日	火	9:00~15:00(休1H)
10日	水	9:00~15:00(休1H)
11日	木	9:00~15:00(休1H)
12日	金	9:00~15:00(休1H)
13日	±	休
14日	日	休
15 ⊟	月	9:00~15:00(休1H)
16日	火	9:00~15:00(休1H)
17日	水	9:00~15:00(休1H)
18日	木	9:00~15:00(休1H)
19日	金	9:00~15:00(休1H)
20日	土	休

出勤日数 16 日

6年2月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
1月21日	日	休
22日	月	9:00~15:00(休1H)
23日	火	9:00~15:00(休1H)
24日	水	休
25日	木	9:00~15:00(休1H)
26日	金	9:00~15:00(休 1 H)
27日	土	休
28日	日	休
29日	月	9:00~15:00(休1H)
30∃	火	9:00~15:00(休1H)
31日	水	休
2月1日	木	9:00~15:00(休1H)
2日	金	9:00~15:00(休1H)
3日	土	休
4日	日	休
5日	月	9:00~15:00(休1H)
6⊟	火	9:00~15:00(休 1 H)
7日	水	休
8日	木	9:00~15:00(休1H)
9日	金	9:00~15:00(休1H)
10日	土	休
11日	日	休
12日	月	休
13日	火	9:00~15:00(休1H)
14日	水	休
15日	木	9:00~15:00(休1H)
16日	金	9:00~15:00(休1H)
17日	土	休
18日	日	休
19日	月	9:00~15:00(休1H)
20日	火	休

出勤日数 16 日

6年3月分出勤簿

日	曜日	勤務時間
2月21日	水	9:00~15:00(休1H)
22日	木	9:00~15:00(休1H)
23日	金	休
24日	土	休
25日	日	休
26日	月	9:00~15:00(休1H)
27日	火	9:00~15:00(休2H)
28日	水	休
29日	木	9:00~15:00(休1H)
3月1日	金	9:00~15:00(休1H)
2日	土	休
3日	日	休
4日	月	9:00~15:00(休1H)
5日	火	9:00~15:00(休1H)
6日	水	休
7日	<i>j.</i>	9:00~15:00(休1日)
8日	金	9:00~15:00(休1H)
9日	土	休
10日	日	休
11日	月	9:00~15:00(休1H)
12日	火	休
13日	水	9:00~15:00(休1日)
14日	木	9:00~15:00(休1H)
15日	金	9:00~15:00(休1H)
16日	土	休
17日	B	休
18日	月	9:00~15:00(休1H)
19日	火	9:00~15:00(休1H)
20日	水	休

出勤日数 16 日

令和6年3月20日 確認しました 2

事務所 (使用) 状況報告書

会派の名称・議員氏名 西村昭三

管理責任者 (議員名)	西村昭三									
事務所名	西村昭三堺市議会議員事務所									
所在地		〒590-0976 堺市堺区大浜南町2-2-16 チェリーヒルズ 201 号 TEL 072 (227) 5770								
	□自宅兼事	務所	■専用	事務所(賃貸借契約先 (㈱令和)						
	他用途との	*田	■私的	吏用						
兼用の有無	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		■後援	会事務所						
			■政党	舌動事務所						
			□会社	等(関係団体)						
延べ面積	106.98	5 m²	月額 107,800 円 (政務活動費充当額 86,240 円)							
政務活動事務所		(次	のいずれか	の説明方法を選択)						
として使用する		□使	用面積によ	る 使用面積 m²/延べ面積 (m²)						
割合	80%	■使	用時間によ	る 月 160 時間のうち 128 時間						
事務所関連経費	維持管理 経費 ■電気代・・・ 80% ■水道代・・・ 80% □ガス代・・・ % ■固定電話代・・・ 80% ■その他(消耗品等事務所関連経費)・・・ 80%									
按分比率など				月額 12,075 円						
	駐車場	70% (政務活動費充当額 8,452 円)								
	賃借料	【所在地】堺市堺区大浜南町2-3 堺大浜南町住宅駐車場								
	□生計を一	にした	ない親族	■第三者 □その他()						
所有区分	※議員と貸	主の国	具係は、生	計を一にしていないことを条件とする。						
備考	※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。 倉庫 501 号									

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

3--(4) 定期強物質貸借契約書(事業用・居住用)

定期建物賃貸借契約書(事業用·居住用)

貸主 株式会社 令和 (以下「甲」という。)と借主 西村 昭三 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

顕書(1) 目的物件の表示

南水	賃貸区:	167	①2階201号	③5階501号	
	面	積	962.64	m²	
	種	類	事務所、共同住宅	新築年月	平成 4年 2月
物	物構造		鉄骨造 陸屋根 (5)階建/全(12)戸(事務)	5所、店舗含む)	
建	771 13C	AR.	(登 記 簿) 堺市堺区		Activities the second of the s
	所 在 地	(住居表示) 堺市堺区大浜南町2]	2番16号		
	名	称	大浜チェリーヒルズ		

頭書(2) 事業内容

201号は西村昭三 事務所として利用	501号は倉庫として利用

頭書(3) 契約期間

令和 元年	11月7日 から 令和6年 3月 31日まで
目的物件の引渡し時期	年 月 日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和 6年 1月 1日から 令和 6年 1月 31日 まで

頭音(4) 質料等

海にイナノ	风井寸	· 					Second R					
賃料	月額 ¥241,800円		非故譽		月額 円 (内消費税等 円)		家 財 保険料	自己負担				
敷 金										円	附属加設料	自己負担
保証金				I		償	却					:
7	の他の	条件		L	已貨	料の	内訳	201 号。	/63 8 00 P	り・501 号/	44000円	
貸与する	au b	鰎	No.	既不	字鍵	利用						
M TY Y	AND	本	数					本			本	本
賃料	等の支	払時	朔	翅月	分	を毎	月 >	だ 日まで				
AGUINI ANT	€Z	狠	込									
賃料等の 支払方法	1 (持	*	梅	参	先	T					
火加力 在		口座	引落	委託	托会	社名						

·		令和元年 // 月 7 日
甲・ 貸主	氏名 株式会社 令 和	TEL 072-254-2717
, A±	住所 堺市堺区向陵東町 3-8-1-2011	
乙。 借主	氏名 西村 昭三	D TEL
	住所 堺市堺区大浜南町 2~2~16~201	3
:お:##/見 ラエ)	氏名	m TEL
連帯保証人	住所	-

		F	A.						В				/
世	主たる事務所 所在地・TEL					主たる				3.1144 - 4.21	/		_
也	商号又は名称					商号》	又はイ	呂称	:/	/			
勿反川	代表者の氏名				•	代表有	⋚の₽	5名	/				•
英							/						
7	免許証番号		大臣 知事 ——————)第	号	免許	証番	号		大日知事)第	-
	免許年月日	平成	年	月	目	免許	年月	Ħ	平成	年		月	日
	氏 名				1	氏		名					(
	登録番号	(/	第		号	登録	番	号	()	第		号
	業務に従事する 事 務 所 名				12.	業務に 事務	従事	19					
1	事務所所在地 TEL					事務用	F所在 E L	E地					

[※] この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

	駐車場使用要領
管理者名 (甲)	株式会社サニカ
使用者名 (乙)	面 木 超 三
駐車場名	堺太褒南町住宅駐車場
所在地	堺市堺区大浜南町2丁
使用区画	区画
契約車両	車種ディアナ自動車登録番号
使用料金	金 12, 075. 円
保証金	金
使用期間	平成28年11月1日から平成29年10月31日まで 但し、使用期間が満了する日の1ヵ月前までに、甲または乙から何らの書面 による申し出がないときは、本契約と同一条件で一年間交信されるものとし、 以後も同様とします。

甲および乙は、上記記載事項の他、本要項に添付する駐車場使用契約を遵守します。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記(署)名押印の上、各1通を保有 します。

平成 28年 10月13日

甲 住 所 山梨県南アルプス市十日市場789番地

会 社 名 株式会社サニカ

代表者名 代表取締役 林 憲正

己住所 探市堺区大泛东南町2-2-16

氏 名 面木丁 昭三



保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用 保管場所の位置 #声堺区大政南町2T3 #大政南町住居航車場 T 590 0976 使用者と契約者の関係 保管場所の使用者 2. 本店支店 T (590-0916) 住所伊罗伊区大沙南町272-16 保管場所の契約者 西村服三 (072) 229局577番 平成 之9 年 10 月 3/日 平成 上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 令和 元,年 6月 20日 駐又 ₹ (400 -- 0336 重は 場管 住所山梨県南アルプタ市十日市場 789 の理 所委 (055)

- 注:1 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。
 - 2 共有の場合で、共有者全員の住所・氏名が書けない場合は、別紙に記入の上、本証明書と割印をしてください。
 - 3 月極駐車場は、駐車場名を記入し、2台以上の駐車枠がある場合は31枠番号 (記号) 」を記入してください。

自動車リース契約書

マイカーリース(コスモスマートビークル)

貸渡人 (乙)

東京都港区芝三丁目22番8号 オリックス自動車株式会社御中



契約番号

契約締結日:

2019年10月30日

上記の者は、下記および契約条項のとおり契約します。 甲および連帯保証人は、この契約の成立を証するため 本書1通を作成し、記名、捺印のうえ、これを乙に差し入れます。

1 控制

型式 : 6AA-	2500 HYBRID 2.5 S C package 4 AZSH20	期間: 60 ヵ	期間: 60 ヵ月					
	バイザー、ボディコーテング、有償色、レ レームセット、ドアエッジフ ロテクターフロント&リア	サ゛ーシー゛	トハッケーシ゛、盗難防止機能ナン					
					(3) リース種类	Lizis	90E F	3555
					基本リース			.,,
(4) リース料 (4) シール	1回当たりリース料	1400	消費税額、地方 消費税額 消費税額	8				払回数
① 別枠リース料	740, 741	円	59, 259	円	800,000	H		1回
② 各月リース料	88, 500	円	7, 080	円	95, 580	Ρ.		60回
③ ボーナス月加算額	0	円	0	円	(F.	5	
	6, 050, 741	円	484, 059	円	6, 534, 800	F.		
(5) 残存価額の精算	ethalistic or sample of opening		TOTAL TALLACTOR	SE,		25	ELSO!	48.31
区 有り 残存価額(円)		○ 無し					
Call Charles of the Control of the C	WERE THE TRACES SHOW					1544	artiš.	ius su
別枠リース料	別途、乙の指定する支払期日ま	でに、	乙が指定する銀行口座に振 	り込む	ゞものとします₌ 			
第1回	リース開始日(乙が承認した場	合、第	第2回リース料と同時)					
第2回目以降	リース開始月の翌月から毎月ま	末日						
ボーナス月	月月月							
支払方法	口座振替							
(7)。リース料に含む費用(C)は含み、×は含みません)		role (d. c. v.)	WE S	285 Vin 27 12 1	44/14	51	11.00
(7) リース料に含む費用(C	_	Contraction.		mr=mec	境性能割	quilis.	1-07	
		費用		× 環				

等実際代理は 株式会社 病医 石病部・販売課 フットに交 フット 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大	幹事保険会社	損害保険ジャ	パン日本興亜株式	公 会社										
Sept		株式会社 酒直	[石油部・販売調	Į.										
対	フリート区分	ノンフリート	10											
計画	保険種類	SGP												
対特倍信 黒制隆 免責金額 0万円 1事故 0百万円 1事故 0日 1年周経験 10日 0万円 2回目 0万	料率クラス	対人		対物		傷害		車両						
大身傷音	対人賠償	無怖												
将来省協方 1名 0百万円 1事故 0百万円 格像人院日類 0円 格像通院日額 0円 東向保険 1回目 0万円 2回目 0万円 2回目 0万円 東向保障金額 東向標準価格表に基づき当比が定める金額 9 等級 9 等級 26歳以上補償 理輸者限定 1億億額金額 百動車保険は長期一括契約、無保験車傷審特約、対物金債時終理差額費用等約、人身傷害入通院定額給付金特約(10万円)/格乗中のカム、リースカーの東面質別等約、車面費用等約の修理費優先支払特約、ロードアンスタンス、オープンポリシー、無過失事故の特別 接定者改成資料粉1、他業者改成資料粉1、他業者改成資料粉1、他業者改成資料粉1、他業者改成資料粉1、他業者改成資料粉1、他業者の資料的1は表記に関わらず適用します。 特定される割引は表記に関わらず適用します。	对物赔值	無術	川限	免資金額	0 万円									
下内保険 一般	人身傷雷	1名	30 百万円	事故	0 百万円									
登資企額 1回目 0万円 2回目 0万円 7円 1回日 0万円 1回日 0万円 東南保険金額 東南標準価格表に基づき当社が定める金額 7級 9 報数 25歳以上補債 2	搭乘者橫害	1名	0 百万円	1事故	0 百万円	搭傷入院日額	0円	搭傳通院日額	0 [4]					
作画保険会額 車両標準価格表に基づき当社が定める金額	車両保険													
等級					0 万円									
年節条件 26歳以上補償 運転者限定 日動車保険は長期一括契約、無保険車傷害特約、対物全損時修理塗額費用特約、人身傷害入通院定額給付金特約(10万円)/搭乗中のみ、リースカーの車両費用特約、車両費用特約の修理費優先支払特約、ロードアシスタンス、オープンポリシー、無過失事板の特別 版書者核済費用特約、他車運転、運転者変更漏れサポート、人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約/1名1000万円、車種毎に特定される割引は表記に関わらず適用します。			表に基づき当社が	定める金額										
運転者限定 保険特約 自動車保険は長期-括契約、無保験車傷害特約、対物全損時修理差額費用特約。人身傷害入通院定額給付金特約(10万円)/搭乗中 のみ、リースカーの車両費用特約、車両費用特約の修理費優先支払特約、ロードアシスタンス、オープンポリシー、無過失事故の特則 被害者救済費用特約、他車運転、運転者変更漏れサポート。人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約/1名1000万円、車種毎に														
保険対約 自動車保険は長期-括契約、無保険車傷害特約、対物全債時修理差額費用符約、人身傷害入通院定額給付金特約(10万円)/搭乗中のみ、リースカーの車両費用等約、車両費用特約の修理費優先支払特額、ロードアシスタンス、オープンポリシー、無過失事故の特別、被害者救済費用特約、他車運転、運転者変更漏れサポート。人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約/1名1000万円、車種毎に特定される割引は表記に関わらず適用します。 おおおい		26歳以上補償												
のみ、リースカーの車両費用特約、車両費用特約の修理費優先支払特約、ロードアシスタンス、オープンポリシー、無過失事故の特別 、被害者救済費用特約、他車運転、運転者変更漏れサポート。人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約/1名1000万円、車種毎に 特定される割引は表記に関わらず適用します。	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	the district (St. 00- e-+ 3	民間一年初始 #	保險市伍家蜂納	対物会措践修理等	面費用締約 人身傷害	X 通踪定額終行	t 条幹約 (10万円) /楼	秉中					
版書者放済費用特約、他車運転、運転者変更漏れサポート。人身傷害死亡・後遠障害定額給付金特約/1名1000万円、車種毎に 特定される割引は表記に関わらず適用します。	[水[現代十十年リ	のみ リース:	カーの車両巻用特	約、車両費用特約	の修理費優先支払す	特約。ロードアシスタ:	ノス、オープン	ノポリシー、無過失事品	夜の特別					
特定される割引は表記に関わらず適用します。														
#幹事保險会社														
		特定される割					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
非幹事保険代理店		特定される割ら												
非幹事保険代理店	非幹事保険会社	特定される割ら												
	非幹事保険会 社	特定される割ら												
		特定される割ら												
		特定される割ら												
·		特定される割ら												
		特定される割ら												

[複数の保険会社による共同保険契約は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。 また、幹事保険会社として他の引受会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(9) 特約条項
甲は、自動車の登録と同時に自動車について株式会社 酒直を通じてコスモ石油のシルバーパックに加入するものとします。
2. 前項のシルバーパックの料金は、表記の費用負担区分の記載の有無に関わらず、リース契約に含むものとし、乙は、甲の委託により、当該料金をコスモ石油に支払うものとします。 以下余白



0001442 001/001

〒590-0976

B06AJ1KXXX0001442#

大阪府堺市 堺区大浜南町2丁2-16

オリックス自動車株式会社

拝答 時下益々ご清栄のこととお썙び申し上げます。 平霧は格別のご裏配を順り、厚く御礼申し上げます。 さて、ご契約いただきました契約のお支払予定をご案内申し上げます。 お引落しの場合は、下記のお支払期日にご指定の口座よりお引獲しさせていただきます。 の引流しい場合は、1 言ます。 領収書は発行いたしませんので、ご了承ください。 なお、消費税額は開始日現在の消費税率で算出しております。

敬具

西村 昭三

オリックス自動車株式会社

東京都港区芝3-22-8 〒105-8589

作成

2019/11/6

իլիսի իկիս իստիկնիչյեկերն իսիսիկանիչյերներն այնունուն այնունի կիլ

契約番号

お問い合せ先 請求書担当 03-6436-6023

お支払予定表

1251	类和普号		1 138	契約日	791		開始日	ed.		終了日			お支払	
リーノ			- 5	2019 *	10 "	30 ⁻	2019 *	07 ^{/=}	05 ⁱⁱ	2024	07 ^A	04	60	直(竹門)
口座振醬	金融機構名	頭金種類 🗆	座番号	M 604	14				車名	- Philippina				
三菱UF 堺支店	J 銀行	普通					**		クラウン CVT	2500 HYBR 2WD 5人	RID 2.	5 S C	packag	e 4ኑ"ፖ F
回数	お支払期日	お支払金額	(税込み))	Į.	お支持	L金額(税抜	(8)		16 消	費税額	- (municy		[4]
頭金	2019年07月05日			800	0,000				740	,741	er(har-falls)			59,259
1	2019年08月31日				5,580					,500				7,080
2	2019年08月31日			95	5,580					,500				7,080
3	2019年09月30日			95	5,580	i				,500				7,080
4					5,580					,500				7,080
5	2019年11月30日			95	5,580					,500				7,080
6	2019年12月31日				5,580	-			88	,500				7,080
7	2020年01月31日				5,580				88	,500				7,080
8	2020年02月29日				5,580					,500				7,080
9	2020年03月31日				5,580	4			88	,500				7,080
10	2020年04月30日				, 580				88	,500				7,080
(.)	2020年05月31日				, 580		P.			, 500				7,080
12	2020年06月30日				,580					, 500				7,080
13 14	2020年07月31日				,580					,500				7,080
15	2020年08月31日 2020年09月30日				,580					,500				7,080
16	2020年09月30日 2020年10月31日				,580	1				,500				7,080
17	2020年10月31日 2020年11月30日				,580					,500				7,080
18	2020年17月30日				5,580					,500			-	7,080
19	2020年12月31日				,580					,500				7,080
20	2021年02月28日		13		, 580					,500				7,080
21	2021年03月31日			95	, 580					,500				7.080
22	2021年04月30日				5,580					,500				7,080
23	2021年05月31日				,580					,500				7,080
24	2021年06月30日				, 580					,500				7,080
25	2021年07月31日				, 580					,500				7,080
26	2021年08月31日				,580				00	,500				7,080
27	2021年09月30日				,580				00 00	,500				7,080
28	2021年10月31日				, 580					,500 ,500				7,080
29	2021年11月30日				,580					,500				7,080
30	2021年12月31日			95	,580					,500				7,080
		بيسيط			, 550					, 500				7,080

自動車リース契約条項

表 1 き (リースがわ)

こは 改集は10元できる。 1 単三変元 7元の 30年の10年11日 (東 使物、克曼特点的 ACINE 1000 产品的是1111

第2巻(リース開発)

- 自動から経過期間はチェリース制器と、 CL に動かららびはよりは2000年に 分縁等と変称する)を行った日本民党お台は、と、《開発日刊、市民(人はの)に行 めら期間とします。なお、この契約はこの契約によれら場合を向き解約できませ 前項の規定につかすが、1 表記と 本別帰れる記載をを登場されば、その

18 000 | 本開始:11 円 上引

- 甲の部合に19 通路速圧中内はつはませれておって 先によめる口動中の継続 極春(以上重接とう)を早期に行った場合でも 重接は サード期間中に 通常行 「き中保回協と扱くて実施されないものとします。これにより自動車接着並の存 訪朝限分リース期間満了前に満了したときは、自動車域をよわり在訪期限満了日を よってリース側側が温 白 たちのとなかします。なおこの場合であっても、田田 サ 3打の支払い、その値にの契約に乗り1億減を約定とおり履行しよす。

第3条 (リース料および支払方法)

2 明は、優捷に基づく直背税値、地方消費税舶(以上前費税額等と総称する)を 各回リース科と社にこに支払います。方式、表記(1)の消費税額等は、この契約縮 は日時 6 のものであることから、税正の改正等により変更される場合からり この場 合。甲油との温泉に従い不足分を支払うことを手め水流します。

リース科および消費税額等(以下リース計等と総称する)の支払方法が10年版件 カ場合。とは、自密版格による収納業体をオリックス株式会社に委託するものとし。 甲はそれを異なく永遠します。

- 田屋殿静による方法を除き リース科等の支払いに任う展送手数科等の費用は。 III AND CLAUSE AND ADDRESS OF THE PARTY AND AD

甲は、リース別間中、乙の青に帰すべき平面によらず自動車を使用できない剤間 かりじた場合。その瞳由の如何を問わすリース科の支払を務を免れないものとしま

至4条 (別枠リース料)

甲は 乙に対し表記(1)の別件リース目および前背税新等を表記(6)のとおり支払 1 1 [-1]

別作リース料は無利息とし、リース開始日に充当されるものとします。

前項による充当の前に。中が第 19 条番号の つにでも成当したとされ、乙は前 項の規定にかかわらず、かつ事前の意思表示を要しないで、別件リース科をもって 甲に対するすべての債権の企業または、総に任意に充当することができます。 第5条(自動車の引達し)

∠は、自らまたは乙の指定する者をして使録等の定子の役。取引于相当の期間。

内に別途甲が乙に届出た使用の本拠の位置で甲に自動車を引載します。

9 正常極要 報告 基備 内点 労働争場 社会の制定改成 公園方による命令。 処分。自動車製造者の製造・輸送の課金、登録等の課録、その他乙の放放または 重大な過失によらず自動車の引渡しが遅延し、または不能になったときは、こは 切む作を行いません

1 甲は、搬入された自動車について、甲の負担で高ちに検査を行い、住様、陶能。 品質、性能等の相違、軽能の有無などを確認します。なお、それらの確認が終了し た場合。これを直ちに書面で乙に通知するものとし、中がこの通知を怠った場合 自動車は完全な状態で引載されたものとみなします。

菱型(3)のリース種類が再リースの場合。前3項の規定にかかわらず従前のリース 期間の満了日の翌日に。自動車は完全な状態で引援されたものとみなします。

自動車に商業第3項の仕様。機能、品質、性能等の相違、機能はしくは以れた形 統があったとき。または自動車の選択、改定に関して甲に精器があった場合におい ても、とは「切音圧を負いません、この場合」甲は、自動車の保証さの定めに従い 売上または自動車の製造者に対し直接請求を行い。それらの者との間でこれを解 決するものとし、こに対しては何らの結束もしません。

乙は、乙と売上との間の自動車の売買契約において自動車の服疵担保。その他 売上の便益の供与および遊戲の履行について売主が印に対し直接その責任を負 う旨の特的を定め、甲の売上への直接請求に属力します。

前2項の場合にも、この契約は変更されず、甲は、リース料の支払い、その他この 契約に基づく債務を約定とおり履行します。ただし甲が、こに対して第21条の規定 指述をその値この契約に基づく。切の位置を履行したとかけこの契約は終了し、ア は売 もに対する質もの地位を甲に鎮護する手続きをとります。なお前2項の場合。 乙は、た上の履行能力ならびに値度にかかる権利の存否を甲に対し担保しません。

田母 自動車の全体またけその一条印一大関統領に自動車に国際党の領状。登 提等を実施している場合し含む)が。第三者の特許様、実用新繁権。商標権。意所 権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争 について、乙がその「切の責任を負わないことを確認し、甲がその責任と負担で解 後しくに深吹を及ぼさたいことを確認します。

第7条 (自動車の使用、保管)

甲注。自動車を使用するにあたり、法合および諸規則を遵守し安全課帳に努め るとともに、海良な管理者の注意をもって通常の用途に従って自動車を使用します。 甲は、自動車を別途各面で乙に届出た使用の本拠の位置で保管するものとし。 この方面による事前の承折を得なければ。その変更はできないものとします。

1. 単は、自動車を日本国内でのみ使用し、この芸術による同意なく日本国外にお ち出すことはできないものとします。

甲は、甲の責任で甲の家族等に自動車を使用。保管等させることができるものと し、当城使用者に法令、諸規則およびこの契約の各条項を遵守させます。

5 自動車自体およびその使用、保管によって第三者に与えた根害については。中 の責任と負担で解決します。また引および甲の家族等が机吉を受けた場合も同様

J.L.ます。 6 前項において、乙が損害の賠償を行った場合、単は、乙が支払った賠償額を乙

に支払います。 甲は、乙が自動車の保管。使用状況を調査するため使用の本拠の位置ししくは 保管場所への立入または虚明・資料の提出等を求めたときは、実践なくこれに応じ、

またこが求めたときはいつでも自動車の所在を明らかにし、こに自動車を確認させ 甲は、食動車について清爽の過水に定める流法駐車をしたときは、青蓮運転者

をして反則金を納付させ、放政違反金が暴されたときは自ら納付し、また違法駐市 に作うレッカー移動。保管等の基督用を負担するものとします。 甲が前項に違反し、故霊途反金の納付を怠る等により自動車の使用利限、自動

申継続権政の拒絶等の行政処分が課された場合、乙は一切責任を負わず。乙に 相害が生じた場合、甲は乙の請求にもとづき敵ちに指害賠償金を支払います。 第8条 (原状の哲事)

甲は、この含面による永祐を得なければ、自動車の改造。模様は、規格、性能。 住様の変更、他の動産を付着させる等の行為はできません。

前町の承諾にあたり各面をもって甲にその所有権の帰属を認めた場合を除き。自 動車に付着した動産の所有権は、すべて無償で乙に帰属させます。

第9条(建直禁止、慎利尿全等)

- 明33 日野中 - 現行日 - 地 1 12:12 - ルイル リー - 行成 - 13:13 - UP HADELLY LOT WITH SECTION

第二者等任何更一点。《福利金子集长 保予进分量//(166周96)(14.150/)。 所有権を提合するによれ「あるとさに、単は、の契約以よりは日動車除資金等を 提出L 作例中文 C-36有物であることを主張が、同時 一下の長を助用、強力 APPLIE MADE A FIRM AZ COMPOSED.

明81 こう一直動車。この所有限を明まする時 に登録する設置するに成和し BORELESS WARREN TO THE LETT

3. 明然 自動車方法有差段所述代表表示的 而多。 自己通知 《 Ext. 40失届 または盗職届を所轄の登拾者に提出します

第10条(治療、保守、整理)

型は 込金 自動車機能者の金銭基準等に乗じ、自合の台戸を採用られてより 舌食な管理者の注意を与って自動車が落時止落な使用状態・機能を保ら、または。 第一章に定める保み基準(ロコ保安基準と一))に適合するよう公倫 保守 整備

表 [[条(基故部理)

甲は、自動車に事故が発生したときは、運転者をして直もに事故現場における 危険防止措置および負傷者等の放護措置を謀じるととし、最近の警察者等一の 届出を行い、するべのに乙所定の事故報告書を乙に提用: (4)

自動車が事故により指揮した場合は、単は、異様なくと掲載の採取し思い能力」 て、中の負担により自動車を修理します。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ この水道を得て、最高のの修理工場に修理を依頼することができます。

医12条(鉄度責任)

甲は、自動車の使用「保管等に起因して第一者に指書を与えたとき。または第一 者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、または雇 伏するものとします。

第13条(目動車の減失・毀損、契約の終了)

仕動車の返還までに 監護 火災、風水等、地次その他甲といすれの音圧にも よらない事由により生じた自動車の電火・製剤等その他 切めた際は、すって甲の 負担とします。ただし、必需の確認。 関係はこの限りではありません。

日動車が確実(容弱・進的・修理系統・修理委用が自動がある底)を発表用を下降さ 場合を含む11。または甲がその占有を失ったとれば、単は、第21条の脚定指害金

前項の場合。至 21 巻の規定指定をその値ごの契約に基づく UIの提供を属行 したときこの契約は終了します。なお、当該金員の支払いによっても、自動車の所 有様は乙から中に移転せず。甲は、乙に対し、自動車の所有権を含む自動車に対 する 切の権利を主張することはてきません。ただし、甲は、使用済自動車の再告 終化に関する法律に基づく再資源化价に金等担当額を乙に支払うことにより、自動 中の所有限が単に移転するものとします。

乙が車断尿酸金の支払いを受けたとき。または保険料その他の返還を受けたとき は、この受額金額の限度で、甲は第2項の支払及所を免除されます。この場合。前 痛ただしままの規定は適用しないものとします。

更 (4 条 (長田会場)

乙は、表記(7)の○印を付した背川を負担し、甲は、それ以外の自動車の取得。 節右、使用、保管に係る作用 この初めに並べる[世紀に即] て遅たに風絶される公 租公課。この契約に基づく中の債務履行に関する。切の費用を負担します。

前項において乙が負担する費用がこの契約の契約日の製具以降に参加した場 合は、乙は、愛動館の多家により合理的に甲。乙間で精育を実施するか否かを決 定することができるものとし、甲は鬼礁なくそれに従うものとします

前項にかかわらず、自動車保険料の製引率または無機等の変勢によって生じた 保険料の差面については。甲、乙間の特算を行わないものとします。

第2項により結束を実施する場合。その格束方法については、この定めるところ によります。

〒15 条 (自動運産権)

乙世:要望(8)に保险条件(以下保险条件というのかはがある場合、この負担で 自動車保険を付取し リース関節中これを締結するしのとします。ただし、経察保険 制度が改定され、またはこの計めに帰さない理由により保険条件のとおりに自動す 保険を付保できないときは、乙は保険条件に最も近い自動車保険を付保し、すみ やかけ用にその行を通知します。この組合の変更による機能保険料や上び免害会 割の増額分は甲の負担とします。

表記(3)の幹事保険代理店(以下幹事代理店という)が乙以外の場合。前項の規 さにかかわらず 国系終水化理比をして自動電保险の研究型にあたければ入れの としては必事代展店の請求に基づき、この報酬の締結時に保険条件に基づき基 定された保険料総額の範囲内で保険料を支払うものとします。

保険条件の記録がかい場合 甲が自ら口動車保険をは厚すないのとします。

備2項の場合。当該自動車保険にかかる保険代理店室後は、幹事代理店または 甲が別途道定する保険代理店がこれを行うものとし、乙は一切責任を負いません。

自動車保険のうち車両保険については。賠償被保険者を乙とするものとします 自動車保険により組成されたい机実(保険週刊外、保険金額制造、保険免費等)

については、甲の負担とし、乙は一切責任を買いません。 甲が保険延券を保管している場合。とが求めたときは、甲は。直ちにその写をと

に受付します。

甲がこの契約による乙に対する金銭の支払いを怠ったとき。または乙が甲のため に費用の立義なをしたときは、甲はその支払期日の翌日からを払続に至るまで生 14.6%(1年を365日とする)の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第 17 条 (重要事項の通知等)

甲お上び減費保証人(以下申らと終稿する)は その住所 商品 氏名 登集の 日的もしくは自動車の使用の本拠の位置もしくは保管場所を変更したとき。または 自動車が拡大(修理不能を含む)した場合は、こに対し直ちにその質を含面により 通知しなければなりません。

環境の適知を怠り、乙が早らに対し免送した郵便物が到達しなかった場合には。 通常到達すべきときに到達したものとみなします。

甲らに発送した郵便物が、甲らが不在のため郵便局に留置されたときは、留蔵期 間隔下時に削潰したものとみなします。

甲らに発送した郵便物を甲らが受額を拒絶したとかは。当該拒絶の日に到達した しのトンかい まナ

第 18 条 (自動車の登録等)

甲は、乙が運輸支局。自動車機会登録情報協会もしくは全国軽自動車協企連 合会等から自動車の検査整備情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利 用・活用することについて、異国がないことをあらかじめ鑑認します。

乙において、商号変更、住所変更、または合併-会社分割-事業譲渡等に基づく 自動車の所有機体配置が生じ、高端電送車両池に基づく企業を繰り体配を費・給 **亜証記人申請を行う必要が生じた場合には、こがこの変更登録・修伝登録・検査証** 記入中間を行うことを単はあらかじめ承集すると共に。甲を代理して自動車構査証 等の配着事項の変更手続を行うことをあらかじめ承収します。また。これらの手続に 関連して甲にて対応する事項がある場合には、これに協力するものとします。

图 19 条 (基) 1978 · (基)

PG 1952 Fac 1764 Fine 4.3 5 3 1 July 23 1 2 3 3 2 3 4 6 5 6 5 gor Landau A Start with Landau Landau

19 料子支援に全たらなり、10契約の契約者的の 5 より(c) 22 201の契約に基づ、取得は外のでもの的のの 5 には期限 得み大・4面を は契約解除 制加工設 作 アルム

明朝に対すば後見開始としては個医開始の番記を立とする。 も何もあしなご む

中他的抗伤所产的强制快任 化金属金 深海湖 经工工 工工政员 化压电子 手続きその他でれるに頼する手続開始の中立でからいた。そういせい仏祭理の ため特定調停の中華でもしくは私的整理に入ったとき (別を払いを使用し、または手用、中切手の不機報告があったとと

原理 在連帶保証 人が、前はり いっとこ おみ 生 た場合または差 人民担保 5億額

ケ上茶(たと客観的に1川所される場合で、単かるの承認する保証主告に1川保か 追加提供に応じないとき

5.住所変更または自動車の使用の本態の位置変更の届出をおるヤーLでは所谓 係を破壊したとき 30甲につき 処理による収益の移動的正に関する法律に基づくも人権認りてきな

カーッナートス 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、単は、直告に第21条の規定が送

表 20 条 (自動車の仮補かり)

乙は、甲が第 19 条第1007 各号の一つにでも減らした場合。自動車の仮面がり かできるものとします。こかこの仮角がのの高米をしたときは、単け直ちに自動車を 時本に引渡すものとします。なおこの場合でも、単は9年ス株の支払しを免れま

規定指式をは、サース科部節と反応(5) 之裏の 企業がない場合はと所定のサー ス削削満了時の自動車の残存価額の合計額を基本額とし、基本額から次の項目を

①甲の支払済なリース科 ②とに過程された自動車を、こが担当の基準に従って計画した金額または、こか 現実に処分できた金額(その評価または処分に費用を要したときはそれらの作用 を世紀した会領)

第22条 (日勤率の返達)

リース期間が満了した場合。またはこの契約が解除された場合は、単は乙の指示 こばってその設置を1.ます

申は、自動車の通常の使用、器年変化による桁延およびお面をもっておにんが 認めたものを除き。従ちに甲の負担で自動車を原状に回復したうえ。この指定する 場所で乙に返還します。なお中は、自動車の返還、引取に要する一切の費用を存 相するものとします。

返還された自動車もしくはその付属品に通常の使用、 延年変化による相乗以上 の損傷があったとき。または改造・模様性等による価値の減少があったときは、単は その指揮を設修します。

- 甲が日動車の返還を怠った場合は。とまたは**と**の指定するものによる所在場所 からの自動車の引き上げについて、単はこれを妨害したり折んだりせず。何気の果 楽し述べません。

- 甲が自動車の返還を超端した場合。甲は、乙に対し返還期日の翌日から返還完 了昨まで月前リース料(不均等仏の場合には。リース料総額をリース期間で除した 会額)の7%相当新を1日当9の損害会として支払います。

男 23 条 (長存価額の結算)

表記(5)に規存価額の特別有りに○かけされている場合。単は残存価額を促加 するものとします。

- 両項の場合。リース期間属下後。中。と間で投存価額の特算を行うしのとし、自 動車の売等処分額(ただし。返還。処分に要する。切の費用を控除後の金額)が投 存価額を上回った場合は、乙はその差額を単に支払い、下回った場合は、甲はそ の差額を乙に支払います。なお、特殊額には、税法所定の税率に基づく消費税額。 **地方過費模割を付加します**

甲、乙は前項の結算を自動車の売却処分代金が。 乙に支払われた日より11日以 内に行います

■ 24 € (相類型止) 甲のこの契約によるすべての金額の支払長份は、こまたはその承継人に対する 債権を与って机器することはできません。

第25条 (7.の特利の経験)

Z.は、甲の水圧を乗しないで、この収的上の全部または一部の検測を第三者:: 逼極または質入することができます。

乙は、自動車の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入 れ、または高速することができます。単はこれについてあらかじめ承諾します。

前項に基づき乙が自動車の所有権を第三者に移転するとき、甲は、自動車の移 転び録に協力します。

4. こが、この契約による権利を守り、おしくは回復するため、または自動車にしくはこ の契約に関し第三者より異議もしくは客間の申立てを受けたため、やむを得す必要 な措置をとったときは、甲は、自動車輸出費用、弁護士報酬等。それに要した 切り の費用を乙に支払います。

〒26巻 (画リース)

甲は、リース期間の満了に際し、自動車について再リース契約を解析するか。ま たけ終了させるかを選択することができます。甲は、その海拔1.た終界をリース期間 満了日(以下終了日という)の3カ月前までに乙に盃面で通知します。この場合。リ ース期間は原則として12カ月とし。リース科。支払方法等の条件については改めて 甲レアで検索して定めます。

乙は、終了日の到来までに再リース契約について乙の希望する契約条件を甲に 超 デオスニトバアをます

前項に基づき乙が契約条件の提示を行い。かつ。中が第1項に基づく書面による 意思表示を怠り、かつ。甲が自動車をこに返還しなかったときは、こが提示した契 約条件で再リース契約を締結することに甲が同盟したものとみなし何らの手続きを 便することなく何リース契約は成立します。

〒27 € (運帯保証)

運術保証人は、単と途帯して、単のこの契約の完全な履行を保証し、その保証

連帯保証人は 前条により 甲 乙間で別途定めた条件に従い、再リース契約が 権秘されたとき、再リース契約についても甲と連絡してその完全な履行を保証し、そ の保存の高を殴行します。 速帯保証人は、こがその都合によって世保もしくは他の保証を変更。解除しても

免費を主張しません。 逐帯保証人は、この契約による甲のすべての債務が完済されるまで、この権利に

〒28 € (反社会的勢力率の建設)

甲。こおよび連修保証人(以下甲、こおよび連修保証人を甲こ等と総件する)は。 現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証し

の状力所行者に経営を支配され、よい、(ロー) 天智(0) 関ラスケー もっぷめ

・大型関係その他社会的に非領される。専門的にある者 プロごもしくは第一者の下正利益的のは、3章、者、「Guistings」には、第 万世行等を利用していると認め parを開催しもも者 工業力用行等人の資金等提供。便有但元金、2問告金、2、 不完改。正 為問題

市場別による収益の移動防止に関するます。 たいて定義される 犯罪による収益する

Control of March 1981 Annual Control of the Control 甲乙等は、自らまたは第一者を利用して次の各等。このでは成立する存在を行 もけれ に トを確認性 ます

主暴力的または連的な責任を起えた手与な要素行う 会資産的な活動。猛力を用いる行うをしまたは爆減り減布。(5月4日) (日虚力を 用いて相手方の信用を機能し、または用する方式後を妨害する行う

原規則に該当する所に該当する行う J)その他前各号に単する行う

卵らが前 2 項に違反したときは、第 19 至第 1 単第 1 単第 15号には 5 するしつとし 二石 こしり甲らに損害が生した場合にも、乙はなくらの責任も行他によい?

第 29 巻 (特約巻項)

表記(9)に特額条項を定めたととは、そう条項は、この契約と「Aとなりこれを編 えしまたは修正することを、甲、乙および連帯保証人は、異議なく从2年ます この契約と異なる合意は、甲、この書前による合意によらなに限り込力を生しませ

医30 を (公正経書の作成) 甲らは、乙の要求があったときは、いつても公司人に参嘱して この契約と同趣 旨の強制執行認需条項付公正証書を作成するものとします。この公正証書作成代 用は中の負担とし、その全面は別念通知します。

この契約に関する。切の絵作については、乙LLくはその地位水道人のあるは、 営業所所在地の地方裁判所 または訴斬のいかんにかかわらずるもしくはその地 近水維人の本支店営業所所在地の簡易提到所を第一案の事紙的合意管轄裁判

........... 個人情報に関する委項 個人のお客さま(以下お客さまという)につきましては、この中心またはこの契約

(以下この契約という)に関し、以下の条項が適用されます。 駅 | 条(個人情報の利用目的)

オリックス自動車株式会社(以上弊社という)は、お客さまの個人信仰すべてを以 上の利用目的で、利用目的の達成に必要な範閣において利用するものとし、お客 きまけこれに問ぎします。

①自動車等のリース・クレジット・レンタル・割賦売買。自動車保険。その値保障商品 の販売。自動車等の販売、買取 整備 カーシェアリングなどの自動車等に関連 する弊社の事業につき、お客さまからの申込、お客さまへの幣仕からの提案など お客さまとの所談に当たり。適切な対応を行うため、

②自動車等のサース・クレジット・割減売買などの取引(信用供与取引)の場合の高 充を行うため。ならびにお客さまの本人確認に当たり。適切な判断や対応を行う ③お客さまとの契約につき。弊社においてその契約の管理を適切に行うため、また。

契約の終了後においても、限会への対応や社会等により必要となる管理を適切 に17うため、 ①弊社およびオリックスクループ各社ならびにその他の会社の会社紹介。各様の

商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため ①お客さまによりよい確認。サービスを操作するためなど、さらなるお客さまの選品

のためのマーケティング分析に利用するため。

①飲料において研究上必要か各種の管理を行うため。 ①オリックスグループ各社および弊社のレンタカー事業。中占追販売事業のフラン チャイジー各社との共同利用のため、

※ 北同利用については弊社のホームページ (http://www.grix.co.jp/auto/privecy.htm) 記載のプライバシーポリシーに従い主 す、なお、共同利用におけるオリックスグループ各社および弊社のレンタカー事 事。中古東原です素のフランチャイジー各計との利用目的は以下のとおりです。 「比関利用者(オリックスグループ各社)の利用目的]

(1)弊社お上びオリックスグループ各社における債権。任定の状態。リスクの家院等 経営上必要な各種の管理を行うため。

(7)お客さまによりよい商品 サービスを燃化させていただま。よりあまるいただくた めのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。 (3)オリックスグループ各社の取り扱う商品・サービスの紹介・提案のため

「共同利用者(修計のレンタカー事業お上び中大車販売事業のフランチャイジー名 (1)プランチャイジー各社の店舗におけるお客さまからの申し込み。お客さまへのフ

ランチャイジー各社からの概要などお客さまどの商業に当たり。適切な対応を行う (2)お客さまによりよい商品、サービスを提供させていただき。より福定をいただくた

めのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。 ②与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返 活施力に関する機関の収集および加更合義に対する多種情報の提供を歌とす ろもの、以下加型機関という)に提供する場合等。通切な正常の遂行に必要な範 風で審三者に提供するため(個人情報を加盟機関に提供すること等についてお

まさまから間 食を果た場合に関る)。 第2条 (保証人等、債権国政先等への個人情報の提供)

この契約にかかる取引につき弊社が保有するお客さまの個人情報をこの契約に かかる取引の保証人、担保等入人、信除引受人にその取引関係上必要な範囲に おいて弊社が提供することにお客さまは同意します。

触目がこの知的にかから勝引上の採剤を第三者に指摘、男人案ずみ(その給け 準備を含む) に際し、弊社が保有するお客さまの個人情報をその相手方等にその 助引関係上必要が循関において整計が提供することに、お客はまは図音1.ます。 この契約にかかる取引につき弊社が保有するお客さまの個人情報をこの契約の

目的となる自動車等の物件の完主に、その取引関係上必要な範囲において弊社 が提供することにお客さまは開業します。

加雪機関および加雪機関と発揮する個人信用特報機関(以下降機機関という) に明合し、お客さま、配偶者の個人情報が登録されている場合には、お客さまの支 仏能力・返済能力の調査のために、弊性が当該個人情報を利用することにお客さ まけばば ます

契約 从 ・ 何人情報 各級的な取引事業が 大条章 20 元十の名明副中 の製成階 登録 21 加盟展別およう股農機関の加盟会員では、お客でも、よ Dist む 返済能力に関する調ながたが、利用されることにお参さます。(で) ま

SUBJECT OF A LONG BAR OF STATES OF S

and the state was a sound

分科价据 以名 工作任任 任所 电晶晶层 勤政先 勤政先进以第二 海水平 副副著の記号番号等 本人を特定するための情報 契約の移所 契約月 契約節 特別額 簡諧者為其形态內數量 回載 腳問 美国回数分别等 内容工图 (5 品級 利用火高 海峡疾高 年間流水 (2 節 支柱) 二 済川 延高等支払い状況に関する情報等

かは明制 手にの契約に5の心中心をした事人 弊行が加盟機関に明会した10万。 6.6 11131

急にの契削に対から各機的な取引主義 契約期間中はよび契約的主義 5.90 (21)/4

印描器の支払を延滞に合事実。契約期間中および契約終了成5年1月日 提供機関は 以下のとおりてす

CONTRACTOR IN A COURSE SERVICE OF 〒100-8216 東京都子伊田本九の四十3-1

deal #15 03-2211-5020

ドームペーンアト、A http://www.songuelsonor.jp.pen/inster-littel 29株式会社 日本信用背像機構 (JCC) THOUGHT ACCOMPANIES AND ACCOMPANIES ASSESSMENT OF THE PROPERTY OF

dia5 # 12 0570-055-955

禁機機関の利息が後、加盟会員企業を欠めまませったです。各段機関別の3

第4条 (個人情報の開示・打正・削除) お客さまは、勢化に対して、弊化が保有する自己に関する個人情報(以下保有 個人データという)を開示すること、または勢性が保有しているお客さまの保有個人 データの内容が不正確差だは思りがある場合に、当該保有個人データの計画主が は削除をすることを請求することができます。

前項によりお客さまから保存個人データの開京。または計画しては削除を請求さ れた場合。弊社は、進合に従って開示。訂正、削除等を行います。

お客さまは、加盟機関に対して、第1項と同様に加盟機関が保存する[[己に門]] る個人情報の開示。計画、削除を請求することができます。

第5条 (間会せ窓口) 前条によるお客さまからの保有個人テータの開示。正正。削除のお問い合わせ

については、以下の窓口で水のます。 オリックス自動車隊ま会計

仏派・コンプライアンス室 受付時間 平日(月~金) 祝日・貯末年始を除く)9 00~17 00

109-9019-01-9 # # 10 W

至6条(本間要を項に不因象の場合) お客さまが、各条項の内容を承認せず。この契約の審査、契約管理等に支持が 生じる場合。弊社は、この契約の締結をお断りすることがあります。

第7条 (この契約が不成立の場合) の契約が不成立となった場合でも。この契約に関する作実は。この契約の不成 立の理由の加幅を関わず、利用しかと 深って利用されませ